

【平成26年第1回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成26年3月24日 市民委員長 廣田 健一

- 「議案第 5号 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の制定について」
- 「議案第25号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の締結について」
- 「議案第26号 川崎市スポーツ・文化総合センターの指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれも川崎市スポーツ・文化総合センターの整備に関する内容であるので、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

**\* 川崎市体育館利用者への代替施設の案内について**

富士見周辺地区の再編整備が進む中、利用団体や個人利用者に対し、当該体育館の工事期間中は施設を利用できない旨を適宜案内してきた。代替施設の利用を希望する利用者に対してはその使用目的に応じて、教育文化会館やサンピアンかわさきなど近隣の代替施設を案内しており、一定の理解を得ているものと考えている。

**\* 代替施設の利用料金について**

利用料金は施設の規模、機能、築年数など様々な要因により決定されており、当該体育館と同程度の施設であれば、利用料金に大きな違いはないものと思われる。

**\* 第4庁舎内体育館の市民開放について**

本庁舎の耐震化工事に伴い、今後第4庁舎を活用していく予定であるため、市民への開放は困難な状況である。

**\* 別用地への建て替えの検討について**

富士見周辺地区の再編整備については、地域代表や利用団体、学識経験者等の委員から構成される「富士見周辺地区整備基本計画策定検討会」によって平成19年度に基本計画が策定され、重要項目の決定に際してはパブリックコメントの実施により市民意見を反映してきた。当初は施設の位置についての意見は出なかったため、現在地での建て替えを前提として、施設機能の検討へと順次計画を実施してきたところである。また、施設の配置に際しては、富士見公園全体のバランスを勘案しており、駅からの距離等も配慮して現在地での建て替えを決定したものである。

**\* 工事期間中の選挙事務について**

従来、選挙の開票所として当該体育館を使用してきた経緯があるが、工事期間中は使用することができないため、今後、選挙事務に関しては近隣の学校等と調整を進めていくものと考えている。

**\* 建築資材高騰の影響について**

入札説明書の中に「工事着工時までには資材費等の物価が1.5%を超える高騰をした場合は、契約金額を増額する」という項目があり、契約者の一方的な不利益とならないよう配慮している。

**\* 民間活用推進委員会による評価結果について**

指定管理予定者は選定基準の「その他に関する事項」の点数が他の応募団体より低いですが、これは他の応募者が自由提案施設として売店の設置等を提案したのに対し、指定管理予定者に同様の提案がなかったためである。しかし、自由提案施設は必須ではなく、他の選定基準項目の優秀性が合計点に影響したため、結果的に指定管理予定者の総合評価点が他の応募者を上回ったものである。

**\* 指定管理料の算定根拠について**

本施設を整備している事業者からの提案金額を算定の根拠としている。設計・建設費及び管理運営費を合計した金額での契約となるため、総額約181億円のうち設計・建設費として約138億円、管理運営費として約43億円となり、1年間当たりの指定管理料としては約4億円という計算となっている。

**\* 指定管理予定者の概要について**

指定管理予定者は、本PFI事業を実施するために立ち上げられた会社である。他の体育館の建設やホール等の運営において実績や信頼のある企業が出資しており、指定管理予定者も同等の信頼性が担保されるものと認識している。

**\* BTO方式を採用した理由について**

BTO方式とは、民間事業者による設計・建設後に市に所有権を移転することにより、公の施設として施設運営及び維持管理を行っていくものである。市の財産として広く市民利用を図れることや、固定資産税等の税制面に関して民間が保有するよりもメリットがあると判断したことから、本方式を採用することとしたものである。

**\* 長期の指定管理期間とした理由について**

今後、富士見公園内の他の施設に関しても指定管理者制度の導入を予定しており、全体的なパークマネジメントの観点から、各施設の指定管理期間の切替え時期を合わせるため、10年6か月の指定管理期間を設定したものである。通常の指定管理期間と比較すると長期となるが、市の財産として責任を持って管理していけるよう、指定管理予定者と連携して管理運営していきたいと考えている。

**《意見》**

\* 川崎マリエンなどの臨海部の施設は、川崎駅からの交通の便が良くないため、当該体育館利用者の代替施設としての利用を促進するよう、臨海部へのアクセスに関する対応を検討してほしい。

\* 川崎球場に併設している多目的屋内施設「かわQホール」など、近隣には代替施設として検討の余地がある施設も多数存在すると思われるため、是非積極的に利用調整を行ってほしい。

\* 整備計画を進める際には、複数の選択肢がある段階で市民に提示し、市民意見を反映できるようにすべきである。工事により利用できない期間が発生することを計画の初期段階で気付かなかった可能性もあるため、今後の計画策定に際しては将来的に発生する事象に注意して、市民に情報を適切に周知するよう配慮してほしい。

《議案第 5 号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 25 号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 26 号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 6 号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 20 号 川崎競輪場メインスタンド耐震補強その他工事請負契約の締結について」

- 「請願第 8 号 富士見公園内の川崎競輪場整備に関する請願」

《一括審査の理由》

いずれも川崎競輪場再整備に関する内容であるので、2 件を一括して審査

《請願第 8 号の要旨》

耐震化を中止しメインスタンドを至急コンパクト化すること、選手宿舎を競輪場内に設置すること及び地下駐車場を設置することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

川崎競輪場は、富士見周辺地区整備基本計画の下、競輪事業の収益を積み立てた競輪施設等整備事業基金を財源として、平成 22 年 9 月に川崎競輪場再整備基本計画を策定し、競輪場敷地のコンパクト化を順次進めることとした。施設の耐震化については、平成 19 年度の緊急耐震補強工事により耐震強度 B ランクとなっているが、当該施設が耐震改修促進法に基づく特定建築物に該当することから、平成 27 年度末までに耐震強度 C ランクまで引き上げる予定である。選手宿舎は平成 11 年の建築であり比較的新しく、競輪場敷地のコンパクト化が進む中で新たな選手宿舎を敷地内に建設することは困難であることから、再整備後も既存の選手宿舎を引き続き利用する予定である。また、都市計画法による制約から、競輪場敷地内には公園施設以外の地下階を持つ建築物を建てることのできないため、地下駐車場は設置しないこととしている。

《主な質疑・答弁等》

\*メインスタンドの全面改築を行わない理由について

競輪場の耐震化を含むコンパクト化については、富士見周辺地区整備基本計画を根拠とした段階的な整備を進めることとしている。その中で、メインスタンドの全面改築に当たっては、建築物の階数制限、財源の確保、工事期間中の経営面への影響などといった課題があるため、まず第一段階として全面改築ではなく耐震補強工事を実施することとしたものである。

**\* 防災関係施設としての競輪場の活用について**

防災機能については、富士見中学校や宮前小学校などの既存の避難所が近隣に多数存在するため、これらを補完するための施設として、ボランティアや物流機能のバックアップの面での活用を検討している。

**\* 来場者の客層について**

年間約100万人が来場するが、約6割が一人で来場する客であり、これに友人同士の来客が続いており、家族連れの来客は依然として少ない状況である。このため、今後富士見公園の再編整備により新たな客層の開拓を進めていきたいと考えている。

**\* 選手宿舎と競輪場の距離について**

幸区にある選手宿舎と川崎競輪場の間は約3kmの距離であり、他都市の場合外に選手宿舎がある競輪場と比較すると1km程度離れている状況であるが、選手専用の移動手段が確保されているため、競輪の開催には特に影響はないものと考えている。

**\* 耐震補強用構造物の内装工事について**

市民が利用する室内に設置された耐震補強用の構造物については、露出させたままではなく何らかの内装工事を行うが、どのような内装とするかは今後の工事設計の際に、利用する市民の利便性に配慮しながら検討していきたいと考えている。

**\* 競輪事業特別会計の収支状況について**

競輪事業特別会計からは、例年約1億円を一般会計へ繰り出しており、その他の収益を競輪施設等整備事業基金に積み立てている。一般会計繰出金と基金積立金の合計額は、平成24年度実績で約3億4,000万円である。川崎競輪場では、約48億円の基金残高を基に第一段階のコンパクト化を進めている。車券売上は平成24年度実績で約158億円であるが、平成23年度は東日本大震災の影響で桜花賞が開催できなかったため、約118億円の売上げであった。

**\* オリンピック関連の誘致に係る展開について**

川崎競輪場は、オリンピックにおける自転車競技の規格とは競輪場のバンクの材質や距離等が異なるため、練習場等としての誘致を行うことは難しいものと考えている。オリンピックに向けて、競輪界全体として来年度以降に資金面での支援を検討している。

**《意見》**

**\* 富士見公園の一部として、イベントでの活用やレストラン機能、屋外ステージなどの整備を通して、様々な魅力の創出を図ることも重要であるが、競輪場を保有する本市としては自転車競技のファンを増やしていくことも大切な役割であると考えている。他都市での取組として、例えば岸和田市では競輪場敷地内におけるBMXコースとしての市民利用の実績もある。本市も若い世代の興味や関心を引くような施策を通して、自転車競技のファン層の拡大に努めてほしい。**

**\* 公園機能を強化していく中で、施設の耐震化は市民の安全を守るためにも必須で**

あるが、多額の費用をかけての全面改築を含む再整備は不要である。公営ギャンブルの在り方自体にも否定的な意見があるため、全面改築の是非については更なる競輪場コンパクト化の検討の際に改めて議論する必要があると考えている。

- \* 中原区の平和公園内にすり鉢状のホールがあるが、音を出すような利用は騒音規制の関係で制限されているため、音が出せる野外ステージの存在は貴重であると思われる。競輪開催期間以外の野外ステージの利用については、広く市民利用が可能となるよう積極的に検討を進めてほしい。

《議案第20号の審査結果》

全会一致原案可決

《請願第8号の取り扱い》

- ・本請願の願意は議案第20号と相反する内容であるため、議案第20号が可決されたことに伴い不採択とすべきである。

《請願第8号の審査結果》

不採択

○「議案第21号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第22号 高津区における町区域の設定について」

○「議案第23号 高津区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも高津区末長地区において住居表示を実施するため所要の手続を定める内容であるので、2件を一括して審査

《議案第22号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第23号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第24号 川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 指定管理者の総括評価に対する民間活用推進委員からの意見について

指定管理者からは毎月1回の書面による報告のほか、頻繁に意見交換を行っており、その内容を受けて総括評価を実施した。民間活用推進委員からは、来場者の興味をひくような多彩な事業展開を行うべきであるとの意見や、国際的な認知度の更なる向上を図るべきであるとの意見、施設の効果的な修繕計画を進めていくべきであるとの意見等があった。

\* 指定管理料の算定根拠について

第2期指定管理期間の運営費用を平均することで、指定管理料を算定している。ただし、平成23年度及び平成24年度については東日本大震災の影響に

よりホールが休館していたため、平成20年度から平成22年度までの期間を対象とした。

**\* 民間活用推進委員会の構成人数について**

当該施設は運営費用の規模も大きく、本市にとっても非常に重要な施設である。本件の委員は3人であるが、適切な構成人数については今後協議を進めていきたいと考えている。

**\* 当該施設の市民利用状況について**

市民合唱祭やシニア音楽祭などを通し、プロの音楽家と同じステージで演奏する機会を提供している。また、第3期指定管理期間においては、ジュニアオーケストラ育成事業が指定管理予定者から提案されており、青少年人材育成の観点からの事業展開も予定している。

**\* 当該施設における企画実施時の行政による関与について**

初期の段階で市から企画を提案し、指定管理者はその提案を受けた上で専門的な視点から実施方法の検討を行い、双方の協議の下で事業の実施を進めている状況である。

**\* 広報活動に関する費用対効果について**

第2期指定管理期間における広報宣伝費は約1億円であり、内訳は新聞広告やチラシ作成等によるものである。指定管理予定者である現指定管理者は、第3期指定管理に向けて広報営業課を新設することにより、市民ニーズの把握や統計分析を踏まえた戦略的な広報活動を実施していく予定である。このことにより、収益性の改善につなげていきたいと考えている。

**\* 指定管理予定者の収支計画について**

収入の内訳については、指定管理料として6割、チケット収入等として3割、会議室等の利用料として1割を見込んでいる。積極的な広報活動等により、チケット収入の増加につながるよう努力していきたいと考えている。

《意見》

\* 指定管理予定者の代表は長期間理事長職を務めているが、市の再就職規程から見ても異例であり、本来的には後継者を育成し人事の入替えを適宜行うことで、団体運営の透明性を確保していくべきである。文化行政の推進に重要な人材とのことだが、不健全な運営との疑念を呼ぶことのないよう、今後の人材育成については十分配慮してほしい。

\* 毎日映画コンクール授賞式での当該施設の利用は、本来の音楽ホールとしての活用以外の可能性を示す、非常に効果的な利用方法であったと思われる。利用目的によっては条例改正の必要が出てくる場合もあるかと思うが、当該施設の活用について、広く可能性を検討してほしい。

\* 行政側の専門的な知識レベルを高めていかなければ、当該施設に関連のある音楽家やコーディネーターなどの関係者に対し、対等な立場での対話や交渉が行えなくなっていく懸念がある。行政内部においても専門的人材の育成に努めてほしい。

\* 市からの指定管理料に依存するのではなく、収益性を考慮した事業展開を是非進めてほしい。

## 《審査結果》

全会一致原案可決

### ○「議案第27号 北部地域療育センターの指定管理者の指定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 当該施設における医療体制の充実について

これまでは非常勤医師のみが配置されていたが、今回の指定管理者制度導入に当たっては、常勤医師を1名配置することを条件とした。このことにより、診察までの待機時間の解消や、医師の指導下での作業療法士及び理学療法士による訓練実施など、医療体制の充実が一步前進するものと認識している。

##### \* 再指定の際のインセンティブに関する考え方について

指定管理者に対しては、毎年民間活用推進委員会による年度評価と、指定期間全体を通じた総括評価により、より適正な運営となるよう指導を行っている。今後、良好な運営を実施している事業者に関しては、再指定の際に何らかのインセンティブを与えるような仕組みについて検討していきたいと考えている。

##### \* 業務の引継ぎ及び当該施設における人員配置について

指定管理予定者は、40年にわたり多くの事業を実施してきた経験と実績のある法人であり、750名の職員が在籍している。同法人が既に指定管理を行っている中央療育センターでの経験をいかし、当該施設の引継ぎにおいては、初期段階に各職種の中核となる職員を部門ごとに配置することで、施設運営における要点把握に努めていく。運営開始に当たっては、中堅職員や研修後の新規採用職員を順次バランスよく配置していくことにより、円滑な施設運営を実施していきたいと考えている。

##### \* 保護者の不安解消について

指定管理者制度導入により、児童福祉施設の運営事業者が替わることは、保護者にとっては大きな不安要因となる。指定管理予定者に対しては、保護者の不安を解消するため、引継期間中から積極的に送迎時の保護者と対話するなど、接触の機会を増やしていくことにより、良好な人間関係の構築に努めるよう指導している。

#### 《意見》

\* 指定管理者制度の導入により民営化が進むことに不安の声があるが、これまでに導入された施設においては適切な療育支援事業が実施されており、職員も研修制度をいかして真剣に業務に取り組んでいる様子がうかがえる。子どもたちの順応性も高く、導入当初の不安は単なる杞憂であったようにも思える。このように、民間事業者の中にも優秀な事業者も存在するので、今後の施策展開の中でもそのような認識が広まるよう努めてほしい。

\* 公営施設におけるこれまでの職員と利用者との人間関係を断ち切ってまで、民営化する必要はないと考える。児童福祉施設への指定管理者制度導入にこれまでも反対してきた経緯があるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第28号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第53号 平成25年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

\* 浮島2期廃棄物埋立護岸建設事業の計画期間及び工事費の平準化について

浮島廃棄物埋立処分場における建設残土の埋立てについては、平成39年頃を目途に埋立地の開口部を閉鎖し、平成60年頃に処分場の埋立てを完了する予定である。処理費用の一時的な増加を避けるため、埋立護岸整備計画の策定に関しては工事費の平準化に努めてきたところであるが、埋立てに当たっては関係部局と調整の上、今後も急激に負担が増えないよう注視していきたいと考えている。

\* 市内事業者の参入について

これまで行ってきた浮島での工事は主に海上での作業であるため、市内中小企業等、専門業者以外の参入は難しい状況であった。今年度、護岸本体の整備が完了したので、今後は陸上からの移動が可能となるため、小規模な補修工事とあわせて市内の事業者にも参入の機会が増えるものと考えている。

《意見》

\* 港湾関係の工事は本市にとって非常に重要なものであると認識しているが、工事には莫大な費用がかかるため、市内事業者の参入を保証するなど、地元への還元が進むように工夫してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決